

一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、一般社団法人千葉市身体障害者連合会（以下「連合会」という。）の運営に要する経費について、予算の範囲内において千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助金の交付額)

第2条 補助金の交付の対象となる種目、経費、補助基準額及び補助率は別表第1のとおりとする。

2 補助金額は、種目ごとに対象経費の実支出額に補助率を乗じた額と補助基準額とを比較して、いずれか少ない方の額とする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けようとする事業の実施計画書
- (2) 補助金の交付を受けようとする事業の歳入、歳出予算書
- (3) 組織図
- (4) 規約、会則等
- (5) 当該年度歳入、歳出予算書
- (6) 当該年度事業計画書
- (7) 補助事業等の効果

(交付条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施計画に組み入れた事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合（別表第2に掲げる軽微な変更を除く。）には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 実施計画に組み入れた事業を中止又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 実施計画に組み入れた事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 規則及びこの要綱を遵守すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

(交付決定通知)

第5条 規則第6条による通知は、一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(実績報告)

第6条 規則第12条の規定により報告しようとするときは、市長が定める期日までに一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金実績報告書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実施状況報告書
- (2) 歳入、歳出決算書

2 前項に定める実績報告のほか、市長は必要に応じ、団体の当該年度に係る全体の収支

状況が明らかになる書類の提出を求めることができる。

(額の確定通知)

第7条 規則第13条の規定による通知は、一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金額確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の請求)

第8条 規則第16条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、補助金の交付の請求をしようとするときは、一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金一括(分割)事前交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第9条 規則第17条第3項において、準用する第6条の規定による通知は、一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金交付決定取消通知書(様式第7号)によるものとする。

(返還命令)

第10条 規則第18条第1項または第2項の規定による返還命令は、一般社団法人千葉市身体障害者連合会運営事業補助金返還命令書(様式第8号)によるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

種目	対象経費	補助率	補助基準額
運営費	一般社団法人千葉市身体障害者連合会の運営に必要な報酬、給料、諸手当、社会保険料、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、公課費	9 / 10	650万円
親善スポーツ大会参加費	政令指定都市身体障害者親善スポーツ大会参加に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	9 / 10	市長が別に定める
会議等開催費	日本身体障害者団体連合会関東甲信越静岡ブロック協議会代表者会議・政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会または政令指定都市身体障害者親善スポーツ大会等の開催に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	9 / 10	市長が別に定める
情報保障費	一般社団法人千葉市身体障害者連合会の運営における業務の合理的配慮としての情報保障に必要な報酬、給料、諸手当、社会保険料、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、公課費	10 / 10	市長が別に定める

別表第2

補助事業の内容又は実施計画に係る軽微な変更	経費の配分に係る軽微な変更
1 補助目的の達成のために相関的（一方が変われば他方も変わるような関係）な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要があるもの 2 補助目的の変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者等の自由な創意により計画変更を認めることが、より能率的な補助目的の達成に資すると考えられるもの 3 補助目的及び事業能率に関係のない計画の細部の変更であるもの	1 経費の目的を実質的に変更しないもの 2 経費の配分の変更が経費使用の効率化に資するものであり、補助目的の達成に何らの支障がないと認められるもの 3 経費の配分の固定化が、かえって経費の能率的な使用を妨げるおそれがあり、かつ、補助事業者等の創意に基づく配分の変更を認めても、補助目的の達成に支障がないと認められるもの